

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成26年度 未来戦略創出会議(第9回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成26年9月18日(木) 14時10分～15時20分
開催場所		第二委員会室(本庁舎4階)
議題		(1)平成27年度定員管理計画(中間のまとめ)について (2)『としま身だしなみルール(NG集)【全庁共通編】』の策定について (3)主要課題(8月末時点)について (4)政策経営会議(第9・10回)結果報告
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2名)・教育長・政策経営部長・特命政策担当部長・総務部長・施設管理部長・新庁舎担当部長・区民部長・文化商工部長・清掃環境部長・保健福祉部長・健康担当部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・建築住宅担当部長・土木担当部長・会計管理室長・教育総務部長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長・広報課長・シティプロモーション推進室長・総務課長・人事課長
	説明者	
	事務局	企画課企画調整グループ係長・主査

審議経過

(1) 平成 27 年度定員管理計画(中間のまとめ)について

幹事: 資料に基づき、平成 27 年度定員管理計画(中間のまとめ)について説明。

平成 27 年度定員数の増減の見込みであるが、増員が 91 名、減員が 116 名、差し引きで 25 名の定員減となる。今回の提案は中間のまとめであるため、これで決定したという事ではないが、来年度は新庁舎への移転もあり事務室レイアウトを早めに固める必要があることから、本提案の修正は最小限の微調整にとどまるものと考えている。

副区長: 来年度以降、副都心整備や都市再生という事で、様々なプロジェクトが動き出す予定であり、それに伴う組織の拡充のほか、都市整備部内での事業精査や外部の活用などについても検討していく必要があると考えている。

⇒報告の通り了承する。

(2)『としま身だしなみルール(NG 集)【全庁共通編】』の策定について

幹事: 資料に基づき、『としま身だしなみルール(NG 集)【全庁共通編】』の策定について説明。

新庁舎にふさわしい「区民サービスの向上」が検討課題となっており、業務改善策の一環として「としま身だしなみルール」を策定する。具体的なルールの内容であるが、まず「基本編」として、男女の標準的な服装、身だしなみを考える上での共通事項を確認し、次に「NG 編」として、職員個々の判断の余地が少なくなるよう禁止とする身だしなみを具体的に記載している。最後に「チェック項目」として、日々の服装や身だしなみについてセルフチェックできるよう、チェック項目を記載している。このルールを策定することにより、これまでのような職員個々の判断ではなく、統一的な基準が明確になることが効果として挙げられるため、全庁にこのルールをしっかりと周知徹底していきたい。なお、このルールを策定するにあたっては、非常勤・臨時・派遣職員を含む全職員を対象とした職員アンケートと、各部局からの参加による職員意見交換会において出た意見を元に検討を進め、『としま身だしなみルール(NG 集)【全庁共通編】』として取りまとめたものである。

ルールの運用開始までの流れであるが、10 月に全職場に対してルールの周知を行い、各職場において、このルールの運用に際し、業務上不都合がないか検討してもらう。この結果、業務上不都合がない場合にはこのままルールを適用し、もし業務上の支障がある場合には、その部分について特定し、代替ルールを検討・策定するとともに、その代替ルールについて各部局長を経由して総務部長に報告してもらいたい。来年 1 月からは、今回策定したルールまたは代替ルールに基づき運用を開始し、5 月からの新庁舎での業務開始に向けて準備をしていきたい。

委員: 今回のルールは、保育園などの直接処遇現場で働く職員にも適用するということなのか。

幹事: その通りである。新庁舎内で働く職員だけではなく、それ以外の場所で働く職員についても、豊島区職員として同じルールを適用するが、それぞれの業務に合ったふさわしい身だしなみがあると思うので、代替ルールを検討・策定していただきたい。

委員: 非正規職員も含めたすべての職員にアンケートを取っており、正規・非正規の区別

なく、ルールはすべての職員に周知徹底するものと理解しているが、総合窓口など区の顔となる職場で窓口委託を導入している他の自治体では、委託業者が制服を着用している例も見受けられる。区民は、私服の区職員と制服を着用した委託業者職員とを比較し、服装の違いだけで評価されてしまうことも考えられるが、こういった点などについてはどのような認識でいるのか。

幹事： それぞれの窓口職場においてふさわしい身だしなみがあると考えており、委託業者と同じ服装や、逆に違った服装でなくてはならない、といった決まり事はないため、今回策定した標準的な服装を踏まえたうえで、各職場ごとにルールを検討してもらいたい。なお、このルールの基本的な事項は、本区が契約している人材派遣会社においてもほぼ同内容の規定があり、他の民間企業の規定においても、ごく一般的な事項となっている。

委員： 公務に携わる者として、また、区民からの信頼につなげていくために、まず身だしなみからしっかりと整えていくという事であれば、古い考え方もかもしれないが、制服を支給するという事も課題の一つとして今後検討していただきたい。

幹事： 今後、各職場においてルールの運用について検討していく中で、制服についての意見や要望が出てくることは想定している。検討課題のひとつとして対応していきたい。

区長： 庁舎が新しくなっても、職員が何も変わらないということではいけない。まずは接遇の基本である身だしなみを区民のみなさんの目線で考え、全庁一丸となってしっかりと取り組んでもらいたい。

委員： 作業服を着用して外に出て仕事をしている建築・土木といった職場では、課の予算の範囲内で、その時に購入できる作業服を用意しているため、職員ごとに種類にバラつきがあるなど統一感に欠ける服装となっている。また、区名がしっかりと入った作業服を着用して、区が作業していることを区民に対して明らかにする必要もあると思う。作業服は天候等に応じ様々な種類を用意する必要があるため大変多くの経費がかかることが予想されるが、新庁舎移転を踏まえた今回のルール策定を契機に、あらためて統一した作業服を用意するといった事も検討する必要があるのではないかと。

区長： そういった意見をぜひ現場から出してもらいたい。必要に応じて、かかる経費も見積もりをしておくように。

副区長： ルールを策定するだけではなく、いかにして全職員がこのルールを守っていけるかがとても重要である。各職場での検討の結果、一部修正する部分も出てくる可能性もあると思うが、職員の意見をしっかりと聞き、実効性のあるルール作りをしていきたい。

⇒提案のとおり決定する。

(3) 主要課題(8月末時点)について

各委員： 資料に基づき、主要課題(8月末時点)について説明。

⇒報告のとおり了承する。

(4) 政策経営会議(第9・10回)結果報告について

各委員： 資料に基づき、政策経営会議(第9・10回)の結果について報告。

⇒報告の通り了承する。

会議の結果	(1)平成 27 年度定員管理計画(中間のまとめ)について (2)『としま身だしなみルール(NG 集)【全庁共通編】』の策定について (3)主要課題(8 月末時点)について (4)政策経営会議(第 9・10 回)結果報告 →(2)について決定、(1)・(3)・(4)について了承
提出された資料等	・平成 27 年度定員管理計画(中間のまとめ) ・『としま身だしなみルール(NG 集)【全庁共通編】』の策定について ・『としま身だしなみルール(NG 集)【全庁共通編】』 ・平成 26 年度主要課題(8 月末時点) ・平成 26 年度第 9・10 回政策経営会議結果報告書